

第11章

ロシア

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第5章1を参照。

<措置の概要>

ユーラシア経済連合関税基本法及び関連法規において、関税制度、輸入関税、輸出関税、季節関税、特殊関税（アンチ・ダンピング関税、相殺関税、特別セーフガード関税）及び統一の関税手続などが規定されている。輸入関税については、ユーラシア経済同盟加盟国には原則として統一された税率、開発途上国を原産国とする製品には MFN 税率の 75 %、後発開発途上国は免税が適用される。対日輸入適用税率には、MFN 税率が適用される。

ロシアの 2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 7.1 % であるが、業製品（最高 121 % ）、嗜好品（アルコール・タバコ等）（最高 106 % ）の他、乗用車（最高 20 % ）、衣料品（最高 23 % ）、電気機器（最高 17 % ）等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100 % であり、2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 6.1 % であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を

高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

2014 年 5 月、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国はユーラシア経済共同体宣言（the Declaration of the Eurasian Economic Integration）に合意し、ユーラシア経済同盟協定（Treaty of the Eurasian Economic Union）を締結した。その後、同年 12 月にはアルメニアが、2015 年 5 月にはキルギスがそれぞれ加盟し、5 カ国の加盟となっている。ユーラシア経済同盟（EAEU ; Eurasian Economic Union）の対外共通関税はロシアの譲許税率を基準としている。2018 年 1 月、統一の通関手続き等を定めたユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

輸出入制限・輸出税を巡る措置

（1）丸太等への輸出税・輸出制限

<措置の概要>

ロシア政府は、2007 年 2 月、前年 12 月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007 年 7 月にそれまで 6.5 % であった輸出税率が 20 % に、2008 年 4 月に 25 % に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約 33 % を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終

税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は 25 % (又は 15 ユーロ / m³ のいずれか高い額) で据え置かれた。

2012 年 8 月に、ロシアが WTO に加盟し、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、低税率が適用される輸出枠が設定されると同時に、枠外の輸出税率が引き上げられた。具体的には、枠内について、税率がヨーロッパアカマツで 15 % に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミで 13 % に引き下げられる一方、輸出枠超過分については税率が 80 % (ただし 55.2 ユーロ / m³ を下回らない) に引き上げられた。

一方、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は 25 % で維持されていたが、2017 年 12 月に、ロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400 万 m³ の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を 6.5 % に引き下げ一方、枠外の輸出税を 2019 年以降段階的に引き上げる (2019 年は 40 %、2020 年は 60 %、2021 年は 80 %) ことを決定した。2019 年 10 月には、枠内の輸出税を 13 % に引き上げた。

2022 年 1 月から、丸太 (白樺、ポプラ・アスペン、ユーカリなど一部樹種を除く) の輸出が原則禁止された (ただし、北朝鮮、フィンランドとの国境 2 地点を通じた輸出は可能) [1]。また、2022 年 1 月から 2022 年 12 月まで (その後、2025 年 12 月末まで 3 年間延長)、含水率 22 % 超の未乾燥製材 (針葉樹と特定の広葉樹) に対して、輸出税 (①厚さ、幅とも 10 cm 以上の場合、針葉樹で

200 ユーロ / m³、広葉樹 (ナラ、ブナ、トネリコ) で 250 ~ 370 ユーロ / m³、②厚さ又は幅が 10 cm 未満の場合、10 % (ただし、針葉樹は 13 ユーロ / m³ 以上、ナラは 15 ユーロ / m³ 以上、ブナ、トリネコは 50 ユーロ / m³ 以上) が課された [2][3]。

<国際ルール上の問題点>

丸太輸出禁止措置は、数量制限の一般的禁止を規定する GATT 11 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2022 年 1 月から実施された丸太輸出の原則禁止については、今後、必要に応じて、マルチ (多国間協議)、バイ (二国間協議) などの場を通じて改善を働きかけていく。

(2) 日本産水産物の輸入規制【新規掲載】

<措置の概要>

ロシア政府は、2023 年 8 月の日本の東京電力・福島第一原発からの ALPS 処理水の海洋放出による食品安全への懸念に対処するためとして、同年 10 月、日本産水産物の輸入を全面的に停止すると発表し、同月、SPS 協定附属書 B 6 (緊急の場合の措置実施後の通報) に基づく WTO 通報も実施した。

<国際ルール上の問題点>

福島第一原発からの ALPS 処理水の海洋放出は、IAEA 安全基準等国际基準に沿った措置であるところ、ロシアは、多様な放射性核種の水産物への蓄積について透明性が欠けている等の一方的な懸念は示すものの、処理水放出が日本産水産物の安全性に与えるとする具体的なリスクについて何ら科学的根拠を示しておらず、また客観的なリスク評価が適切に行われたか否かも定かではない。よって、当該輸入停止措置は、SPS 協定で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。

[1] 2021年7月20日付けロシア政府政令No.1225

[2] 2021年11月27日付けロシア政府政令No.2068

[3] 2022年12月28日付けロシア政府政令No.2484

<最近の動き>

日本は、2023年11月、ロシアのWTO通報に対して反論書面をWTOに提出し、全メンバーに回覧された。また、SPS協定附属書B6(c)に基づく討議の要請を行った。また、WTO・SPS委員会（2023年11月、2024年3月）、物品理事会（2023年11月）、WTO・市場アクセス委員会（2023年10月、2024年3月）でも、日本は、ロシアの措置はWTO協定上の懸念があるとして即時撤廃を求めた。

引き続きALPS処理水の海洋放出に関する日本の取組やモニタリングの結果等を丁寧にかつ透明性を持って説明するとともに、日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を強く求めていく。

